

宮本 徹



**実現
しました!**

雇用調整助成金

100%助成の対象拡大

拡大も要請しました。

●事業主のみなさまへ
拡充された雇用調整助成金をご活用ください。

●労働者のみなさまへ

休業手当が出ていない場合、中小企業の場合は、直接、政府に申請する「休業支援金」の対象となります。ご活用ください（要件等は裏面をご参照ください）。
中小企業以外の場合で休業手当がでない場合、企業に雇用調整助成金を活用していただく必要があります。労働組合などにご相談ください。

「自粛と補償は セット」

日本共産党と野党は、特措法改正案を先の臨時国会に提出しています。影響をうける事業者、労働者、市民、誰一人のこさず支援することを求めて引き続きとりくみます。

再度の「緊急事態宣言」

の発出で、飲食店等にさらなる営業時間短縮の要請がおこなわれました。飲食店等の事業主、またそこで働く従業員のうち、納品業者など関連事業者とその従業員のくらしなど、大きな影響がでます。十分な補償があつてこそ、事業者のみならずも要請に安心して応じることができ、感染拡大防止策として実効性があるものとなります。

一回目の緊急事態宣言で、支援で大きな穴があいたままになっていたのが、飲食店チェーン店などではたらくシフト制労働者・非正規雇用労働者です。休業手当の助成金である雇用調整助成金は、飲食でいえば、従業員50人未満ならば最大

100%助成ですが、50

人以上では、最大75%のため、持ち出して休業手当を支払う企業と休業手当を支払わない企業にわかれました。一方、企業から休業手当をもらえない労働者が直接政府に従前の8割の休業支援金を申請する制度も、対象は、飲食でいえば、従業員50人未満の企業で働いている人。結果、ずっと休業手当も休業支援金も手

にすることができず、生活に窮する方から、多くの相談を受けてきました。昨年は、国会でもなんども改善をせまってきました。年始にさらなる営業時間短縮で国と都が合意したのうけ、1月4日仕事始めの日、田村厚労大臣の到着をまって、特別の協力を要請

する飲食店等について事業

規模にかかわらず、雇用調整助成金の助成率の100%へ引き上げること、また、休業支援金の対象を拡大することを直接要請しました。田村大臣からは「問題意識は共有する。雇用の維持は大事だ。検討したい」との回答がありました。

1月8日、記者会見で雇用調整助成金の100%助成の対象を、緊急事態宣言にもとづき要請する飲食店等に拡大することが発表されました。あらためて、田村大臣に、非正規雇用の方の雇用を維持し、休業手当を支払うことを業界に強く働きかけることを要請しました。大臣からもそうしたことの回答がありました。また、休業支援金の対象の

「シフトが減った」「休業手当がでない」 休業支援金 ご活用ください

〈新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金〉

休業前賃金の8割（日額上限11000円）を、休業実績に応じて支給する制度です。（事業主の負担はありません）。対象は次の2つの要件をみたす方。

- ① 令和2年4月1日から令和3年2月末日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者も対象になります

休業前の就労の実態や、下記のケースなどを踏まえ、申請対象期間に事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成していただければ、休業支援金・給付金の対象となります。

また、「支給要件確認書」において休業の事実が確認できない場合であっても、以下のケースについては、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。

- 1 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- 2 休業開始月前の給与明細等により、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

事業主の協力がえられなくても申請できます

支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。その場合、都道府県労働局から事業主に対して、確認や協力依頼を行います。

申請期間

申請開始日は休業した期間の翌月初日です。（例：1月の休業の場合は2月1日から申請可能）

2021年 1月～2月の休業分の締め切りは、2021年5月31日（月）

2020年 10月～12月の休業分の締め切りは、2021年3月31日（水）

2020年 4月～9月の休業分 条件つきで、2021年1月31日（日）まで受け付け➡厚労省HP

申請方法

オンライン申請もしくは郵送（厚労省のホームページをご覧ください）

労働者個人によるほか、事業主がまとめても可能

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください